

印刷発注明細書兼入札等依頼書(業者用)		
原稿作成者所属	鳥獣対策課	
原稿作成者職名	主任主事	
原稿作成者氏名	富田 真誠	
電話番号	088-621-2262	
メールアドレス	tomida_shinsei_1@pref.tokushima.lg.jp	
品名	令和8年度徳島県鳥獣保護区等位置図	
納期限	令和8年10月23日	
印刷の種類	帳票	
仕上サイズ	見本のとおり	
印刷区分	タイプ	
数量	2,265枚	
品質	表紙	なし
	本文	コート紙(マット)、菊判48.5kg
	仕切紙	なし
印刷面	両面	
製本要領	なし	
折り方	その他別添仕様書のとおり	
校正	要3回	
施行打合せ	要	
特記事項	詳細については別添仕様書のとおり	

特記事項明細

担当課	鳥獣対策課	担当者名	富田 真誠	内線番号	2262
○原稿は完成している	☒ はい ☐ いいえ(差し替え有り)				
○原稿の渡し方	☒ 紙 ☒ データ渡し ☐ データ渡し(加工有り)				
○原稿のデータの種類	☒ Excel形式 ☐ Word形式 ☐ その他 ()				
○ページ打ち	☐ 有 ☒ 無				
○デザイン・レイアウト込み	☒ はい ☐ いいえ				
○写真を挿入する	☐ はい (写真枚数 枚) ☒ いいえ				
○写真のデータの種類	☐ PDF形式 ☐ JPEG形式 ☐ その他 ()				
○成果品とともにデータで納品	☒ PDF形式 ☐ その他 () ☐ 必要なし				
○印刷用紙	☒ 再生紙(総合評価値が80以上)				

徳島県鳥獣保護区等位置図作成仕様書

件 名	令和８年度徳島県鳥獣保護区等位置図
1 規 格	626mm×876mm(菊全判)
2 縮 尺	1:100,000
3 部 数	2,265 枚
4 印刷方法	オフセット印刷
5 色 数	両面刷 8色刷(墨・水・茶・鼠・赤・緑・藍・濃茶) ※ 特色を使用すること
6 用 紙	マットコート紙菊判 48.5kg
7 仕上がり	蛇腹8山9等分折り＋蛇腹2山3等分折り
8 修正箇所	(1) タイトル(令和7年度→令和8年度) (2) 徳島県における日の出・日の入り時刻表 (3) 鳥獣保護区、鳥獣保護区特別保護地区、特定猟具使用禁止区域(銃器)の期間 (4) 橘鳥獣保護区、桑野特定猟具使用禁止区域の区域
9 校 正	3 回
10 成 果 品	・ 徳島県鳥獣保護区等位置図 2,265 枚 ・ C D - R 1 枚 (PDF 解像度 300dpi 程度) なお保存形式については担当者と協議し、 その指示に従うものとする。
11 納 期	令和8年10月30日(金) 17時

1 2 納付先及び数量 完成後、マップは以下の事務所に送付してください。

事務所名	住所	数量
鳥獣対策課 鳥獣対策担当	〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地	200
徳島県徳島農林事務所 林業振興担当	〒770-0855 徳島市新蔵町1-67	900
徳島県阿南農林事務所 林業振興担当	〒774-0030 阿南市富岡町あ王谷46	580
徳島県美馬農林事務所 林業振興担当	〒779-3602 美馬市脇町大字猪尻字建 神社下南73	585
合 計		2,265

1 2 特記事項

(1) 国土地理院発行の最新版20万分1地勢図を編集素図とし、10万分の1に拡大して、必要範囲のレイアウト、トリミングの後、全県図の下絵の基図とする。なお、経年変化の修正については各種資料より行う。この基図を基に、各項目の内容及び色分けに添って、入力により作図を行った後、地名等を貼り込み、全県図を作成する。

①使用する測量成果の種類及び内容

1:200,000地勢図

徳島

剣山

岡山及丸亀

高知

②内容

- ・鳥獣保護区、鳥獣保護区特別保護地区、特定猟具使用禁止区域（銃器）、特定猟具使用禁止区域（くくりわな）、指定猟法禁止区域（鉛散弾の使用）、指定猟法禁止区域（くくりわなの使用）、国指定鳥獣保護区及びくくりわな12cm規制解除を行わない区域等範囲を凡例の様式に従い（前回図参照）着色し、番号を付す区域は一覧表に対応する番号とともに表示する。
- ・市町村の区域及び市町村名については明確に表示すること。
- ・片面に徳島県西部、もう片面に東部及び南部区域を印刷すること。
- ・余白部分には発注者が指定する文言等を記載すること。

(2) 国土地理院の地勢図を使用するための承認申請（測量法第30条による）については、受注業者が代行して行うものとする。

(3) 添付しているマップは修正箇所が一部発生する。

(4) 見積り金額は納付先への送料込みとする。

(5) 作成にあたっては発注者と十分な打ち合わせを行うこと。また、この仕様書に記載されていない事項及びこの仕様書に定めるものであっても特別な事情が生じた場合には、双方協議の上、仕様を変更することができるものとする。